

山江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年6月10日（火）午前8時56分から午前9時46分
2. 開催場所 山江村役場 2階大会議室
3. 出席委員（15名）

農業委員	7名
推進委員	7名
4. 欠席委員（1名）

農業委員	1名
------	----
5. 議事日程
 - 日程1 開会（事務局長）
 - 日程2 会長挨拶（会長）
 - 日程3 諸般事情報告
 - 日程4 議事録署名委員の指名について
 - 日程5 議第31号農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について
 - 日程6 議第32号農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について
 - 日程7 議第33号山江村農用地利用集積等促進計画（第5次）に対する意見決定について
 - 日程8 その他
 - 日程9 今後の行事
 - 日程10 閉会（会長）
6. 農業委員会事務局職員
事務局長

7. 会議の概要

事務局長

それではご起立お願いします。一同礼。ご着席ください。

山江村農業委員会における農業委員の総数は8名で、本日の出席委員は7名であります。山江村農業委員会総会規則第8条の定足数に達しておりますので、総会の成立を宣言いたします。それでは只今より令和7年6月期の農業委員会総会を開会いたします。

日程2「会長挨拶」会長がご挨拶を申し上げます。

会長

(会長挨拶)

事務局長

次に日程3「諸般事情報告」となっております。農業委員、農地利用最適化推進委員におかれましては、何かございませんでしょうか。

(なしの声)

事務局長

それでは、次に、日程4「議事」に入ります。日程4以降につきましては、会長にて議事進行をお願いいたします。

議長

はい。これより、議事に入ります。まず、日程4「議事録署名委員の指名について」山江村農業委員会総会規則第20条第2項に規定する議事録署名委員であります。議長が会議において指名することとなっておりますので、私から指名をさせていただきます。今回の議事録署名委員は6番農業委員、7番農業委員をお願いいたします。

次に日程5、議第31号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議第31号についてご説明いたします。総会資料の1ページをお開きください。議第31号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」農地法第18条第6項及び同法施行規則第66条の1項の規定により、別紙のとおり賃貸借の合意解約通知があったので承認を求める。令和7年6月10日提出、山江村農業委員会会長。2ページから3ページまでが、解約通知書と合意解約書等の写しです。(申請内容について説明)。解約の目的につきましては規模縮小によるものでございます。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見ないようですので、それでは採決をいたします。議第31号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第31号は原案のとおり承認いたします。

議長

次に日程6、議第32号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議第32号についてご説明いたします。総会資料の4ページをお開きください。議第32号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約の承認について」農地法第18条第6項及び同法施行規則第66条の1項の規定により、別紙のとおり賃貸借の合意解約通知があったので承認を求める。令和7年6月10日提出、山江村農業委員会会長。5ページから6ページまでが、解約通知書と合意解約書等の写しです。土地につきましては、先ほどの2筆と同様です。解約の目的につきましては自己管理することとなったためであります。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見ないようですので、それでは採決をいたします。議第32号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借等の解約について」異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、議第32号は原案のとおり承認いたします。

議長

次に日程7、議第33号「山江村農用地利用集積等促進計画(第5次)に対する意見決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、議第33号についてご説明をいたします。総会資料の7ページをお開きください。議第33号「山江村農用地利用集積等促進計画(第5次)に対する意見決定について」令和7年山江村農用地利用集積等促進計画(第5次)を定めることについて、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、山江村長から意見を求められたので、この計画について可否を求める。令和7年6月10日提出、山江村農業委員会会長。8ページから9ページが意見書の写しです。10ページが総括表となっております。11ページから12ページの利用権の設定等状況一覧表をご覧ください。利用権設定が記載されておりますが、農地中間管理事業を利用しており、左から使用貸借権、賃借権の区分、貸し手、借り手の氏名が記載されています。貸し手と公社は10年から15年5ヶ月、公社と借り手は5年から15年5ヶ月の契約となっております。借り手の経営面積は記載のとおりです。

次に、14ページの農地利用集積計画書をご覧ください。今回、利用権を設定する土地の地目、面積等が記載されておりますのでご覧ください。なお、案件は新規設定が4件で、更新設定2件の計6件で、総面積は13,822㎡でございます。

それでは、賃借権の新規設定1件2筆分についてご説明いたします。賃借権の新規設定に係る申請でございます。15ページ並びに16ページをご覧ください。(申請内容について説明)。17ページから18ページまでに地籍図、現況写真を、19ページに調査書を添付しております。現地調査につきましては、貸し手の方、借り手の方、担当農業委員と担当推進委員とともに、6月3日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終了しましたので、担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

それでは、説明も終わりましたので私の方から補足説明をいたします。6月3日午前9時頃より、出し手の方、受け手の方、事務局長、担当推進委員、私の5名で現地調査を行いました。

(場所について説明)。現在は受け手の方が飼料作物を耕作しておら

れます。管理も綺麗にされている状態でした。これからも飼料作物を耕作しながら管理をされていかれるということでございましたので問題はないかと思いますが慎重な審議をお願いいたします。

議長 はい、続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員 ありません。

議長 はい。それでは、担当委員の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長 はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件2筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、新規設定1件2筆分については原案のとおり決定いたします。

議長 次の案件につきましては、11ページの利用権設定状況一覧表をご覧ください。2番と3番の借り手が同一となっておりますので、2番と3番の案件につきましては一括にて審議をいたします。

ここで議事に入る前に、農業委員会第31条「議事参与の制限」の規定に係る案件でございます。会長職務代理者が関係者となりますので、当該事案の審議開始から終了まで会長職務代理者の退席を求めます。

会長職務代理者退席（9時12分）

議長 それでは、賃借権の新規設定2件3筆分について、事務局の説明をお

願いたします

事務局長

それでは、賃借権の新規設定2件3筆分についてご説明いたします。賃借権の新規設定に係る申請でございます。まず1件目です。20ページ並びに30ページをご覧ください。(申請地所在について説明)。期間は、貸し手と公社は10年5ヶ月、公社と借り手は5年5ヶ月となっております。21ページをご覧ください。賃借料の支払いにつきましては、物納で記載のとおりとなっております。次に2件目です。25ページ並びに同じく30ページをご覧ください。申請人に関しましては、貸し手が山江村在住の〇区の方、借り手が農業公社を介して、1件目と同じ方になります。

(申請地所在について説明)。期間は、こちらも貸し手と公社は10年5ヶ月、公社と借り手は5年5ヶ月となっております。26ページをご覧ください。賃借料の支払いにつきましては、物納で記載のとおりとなっております。22ページ及び27ページに地籍図、23ページ及び28ページに現況写真を、24ページと29ページにそれぞれの調査書を添付しております。現地調査につきましては、1件目は貸し手の方、2件目は貸し手の代理の方、そして借り手の方、担当農業委員と担当推進委員とともに、6月3日に行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終了しましたので、担当農業委員から補足説明をお願いいたします。

担当農業委員

はい、では私の方から説明をいたします。6月3日午前9時15分くらいから、借り手の方、貸し手の方それと担当推進委員、私と事務局長の方で確認を行っております。現地につきましては、1筆目(場所について説明)。2筆目(場所について説明)。それと、もう1筆目(場所について説明)。ちょっと順番が前後しましたがけれども説明させていただきました。2筆目につきましては、先ほどありましたとおり、貸し手の方の代理の方が立会いをしていただいております。現況は水稻作付ということで写真にもありますとおり、田植えの方も終わっているという状況でありました。これも従前から賃借が行われていたということなんです。今回、改めて公社を通して契約という形になったということでございましたので補足をさせていただきたいと思っております。以上です。

議長

はい、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませんでしょうか。

担当推進委員

ありません。

議長 はい。それでは、担当委員の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

議長 はい。6番農業委員。

6番農業委員 書類上の問題というのが1点なんですけど、支払い期限初回が26年になってるんですけど、こういう書き方でよかったですかね。ということは、来年の10月までに今年収穫したやつをというふうになるから。こういう書き方でいいんでしょうかね。

議長 事務局から。

事務局長 担当課に問い合わせてきます。ちょっとお待ちください。

議長 しばらくお待ちください。

事務局長 今、確認をしました。今度の契約がですね、20ページを見ていただくと分かりますが、始期が8月1日からとなっているということで、本年度は物納は公社を通さずに個人のそれぞれでやっていただくと。来年から2026年の10月31日までに物納で納めてもらうということで、今年はそのまま相対ではないですけど途中から始まっているので、その分はそれぞれでやっていただくということで、ここの表記が2026年からということになっているということでした。

議長 よろしいですか。

6番農業委員 はい。

議長 他にございませんか。

(なしの声)

議長 推進委員の方からの質疑・意見等ございませんか。

(なしの声)

議長 再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長 はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。
新規設定 2 件 3 筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 はい。全員挙手により、新規設定 2 件 3 筆分については原案のとおり
決定いたします。

農業委員会第 3 1 条「議事参与の制限」の規定に係る案件の審議が終
了しましたので、会長職務代理者の入室を認めます。

会長職務代理者着席 (9 時 2 1 分)

議長 続きまして、使用貸借権の新規設定 1 件 2 筆分について、事務局の説
明をお願いいたします。

事務局長 それでは、使用貸借権の新規設定 1 件 2 筆分についてご説明いたしま
す。使用貸借権の新規設定に係る申請でございます。3 1 ページ並びに
3 2 ページをご覧ください。(申請内容について説明)。3 3 ページから
3 4 ページまでに地籍図と現況写真を、3 5 ページに調査書を添付して
おります。現地調査につきましては、貸し手の方、担当地区の会長と担
当推進委員とともに、6 月 3 日に行っております。なお、借り手の方
には電話により確認をしております。以上でございます。

議長 はい。それでは、事務局の説明が終了しましたので、私から補足説明を
行います。

6 月 3 日 9 時 4 5 分頃より、借り手の方は欠席でした。貸し手の方、
担当推進委員、事務局長、私の 4 名で現地確認を行いました。3 3 ペ
ージ (場所について説明)。現在は、3 4 ページのように借り手の法人の
方で草刈り、畑の耕しを行っております。今後、電柵を張り管理を行い、
来年に栗を植えるということでした。すぐ下周りに同じ法人の方で栗を
植えてあります。今後、管理については問題ないというふうに考えてお
ります。審議の程よろしくをお願いいたします。

議長 続きまして、同様に確認を行いました担当推進委員から何かありませ
んでしょうか。

担当推進委員 別にありません。

議長 はい。それでは、担当委員の説明が終了しましたので、これより質疑に
入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

議長

はい。4番農業委員。

4番農業委員

初歩的な問題で申し訳ないんですけども、ちょっと教えていただきたいというか、この場合、従前のは賃借権設定で、この件については使用貸借権ということで、この使用貸借権と賃借権の違いというのはどういったものか教えていただきたいんですけど。

事務局長

簡単に言いますと、賃借権につきましては借り手がお金を、対価を払う、物納か現金。使用貸借は、その料金が発生しない、農地を借りてそのまま耕作するという権利の設定ということになります。

4番農業委員

はい。わかりました。

議長

よろしいですか。

4番農業委員

はい。

議長

他にございませんか。

(なしの声)

議長

質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。新規設定1件2筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、新規設定1件2筆分については原案のとおり決定いたします。

議長

次の案件につきましては、12ページの利用権設定状況一覧表をご覧ください。5番と6番の借り手が同一となっておりますので、5番と6

番の案件につきましても一括して審議をしたいと思います。それでは、賃借権の更新設定2件3筆分について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、賃借権の更新設定2件3筆分についてご説明いたします。賃借権の更新設定に係る申請でございます。12ページをご覧ください。申請人に関しましては、いずれも貸し手が山江村在住の〇区の方、借り手は農業公社を介して山江村の法人の方でございます。続きまして36ページをご覧ください。まず、1件目です。(申請地所在について説明)。

続いて、2件目です。(申請地所在について説明)。期間はいずれも、貸し手と公社は10年、公社と借り手は5年。賃借料の支払いにつきましては、記載のとおりとなっております。37ページに地籍図、38ページ及び40ページに現況写真を、39ページ及び41ページに調査書を載せております。現地調査につきましては、6月3日に事務局で確認を行っております。以上でございます。

議長

はい。それでは、事務局の説明が終了しましたので、これより質疑に入ります。農業委員の方、何かございませんか。

(なしの声)

議長

推進委員の方からの質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

再度、農業委員の方、質疑・意見ございませんか。

(なしの声)

議長

はい。質疑・意見がないようですので、それでは採決をいたします。更新設定2件3筆分について、異議がない方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

はい。全員挙手により、更新設定2件3筆分については原案のとおり決定いたします。

議長

次に日程8「その他」となっております。事務局より報告及び連絡をお願いいたします。

事務局長

- 「その他」について説明。
- ホームページ用議事録について
 - 活動記録表の徹底について
 - 地域計画変更事務取扱要項について
 - 地域計画に関するアンケート協力について
 - PR活動について（7月10日総会后）
 - 農地の情報共有（産業振興課より）
 - 村長からの挨拶（6月期総会后）
 - 研修班会議について（村長からの挨拶後）

議長

それでは、次に日程9「今後の行事」に移ります。事務局より説明をお願いいたします。

事務局長

今後の行事について説明。

議長

それでは、日程10「閉会」に移ります。
以上をもちまして、農業委員会6月期総会を閉会いたします。どうも、お疲れさまでした。

令和7年6月10日(火)午前9時46分終了

議長_____

委員_____

委員_____